

○浄書印刷事務集中管理要綱の制定について

昭和41年12月23日

／福警総内訓第3号／福警会内訓第5号／

本部長

本県警察本部(以下「本部」という。)における文書の浄書、印刷事務を集中的に管理することによって、より合理的かつ能率的な処理を図るため、次のとおり「浄書印刷事務集中管理要綱」を制定し、昭和42年1月1日から実施することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、本部以外の所属にあつては参考とされたい。

(昭47福警総内訓3・本前書一部改正)

浄書印刷事務集中管理要綱

第1 目的

この要綱は、本部における浄書印刷事務の運営について必要な事項を定め、その効率的な運用を図ることを目的とする。

第2 定義

この要綱で浄書印刷事務とは、オフセット印刷機、丁合機等を使用して文書の浄書、製版、印刷及び製本を行う作業をいう。

(平22本部内訓3・本項一部改正)

第3 事務の所管

浄書印刷事務は、本部総務課(以下「総務課」という。)において所管する。

第4 事務の範囲

浄書印刷事務は、次に掲げるものを除くすべてのものについて行うものとする。

- (1) 用紙の規格がA3判(縦340ミリメートル、横450ミリメートル)を超えるもの
- (2) 特殊な製本又は装ていを要するもの
- (3) 多色刷りを要するもの
- (4) その他技術的に困難と認められるもの
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、その所属において作成するか、又は外注を適当と認められるもの

(平22本部内訓3・本項一部改正)

第5 事務の委託

浄書印刷事務を委託しようとするときは、浄書印刷委託処理票(様式第1号)に所要事項を記入し、原稿とともに総務課(文書管理係)に提出するものとする。ただし、次に掲げるものについ

では、あらかじめ総務課(文書管理係)に連絡しなければならない。

- (1) 多量印刷(1件の使用用紙数がおおむね1万枚以上)を要するもの
- (2) 特殊な用紙を使用する必要があるもの
- (3) 第11の完成文書に係る使用用紙数が1冊当たり20枚を超えるもの
- (4) 緊急を要するもの
- (5) 特殊印刷を要するもの

(昭47福警総内訓3・本項改正、昭56本部内訓25・本項全部改正、平5本部内訓22・平22本部内訓3・本項一部改正)

第6 事務の受付

第5の委託を受けたときは、第4の事務の範囲に適合するかどうかを点検した後、浄書印刷受付簿(様式第2号)に登載し、その処理を明らかにしておかなければならない。

(昭47福警総内訓3・昭56本部内訓25・本項一部改正)

第7 事務処理の順位

事務処理の順位は、受付順によるものとする。ただし、特に緊急を要するものについては、受付順にかかわらず、その順位を変更することができる。

第8 形式等の選定

委託を受けた文書の規格、形式及び作成方法については、委託所属から特に要求のあった場合を除き、総務課においてその性質、内容、使用目的等を考慮して選定する。

第9 文書の校正

文書の校正は、原則として委託所属において行うものとする。

第10 文書の製本

- 1 文書の製本は、委託所属において行うものとする。
- 2 製本に必要な機器については、総務課が保有するものを使用することができる。この場合において、のり付けの製本が必要なときは、あらかじめ総務課(文書管理係)に連絡しなければならない。

(平22本部内訓3・本項全部改正)

第11 完成文書の引渡し

浄書印刷が完成した文書は、原稿とともに速やかに委託所属に引き渡すものとする。

第12 秘密文書の委託等

- 1 秘密文書(福岡県警察秘密文書等取扱規程(平成11年福岡県警察本部訓令第41号)第2条第1号に規定する秘密文書をいう。以下同じ。)及びこれに準ずる文書の委託並びに当該委託に係る

完成した文書、原稿等の受領は、委託所属の担当者が直接行うものとする。

- 2 秘密文書の浄書印刷事務の作業等に当たっては、委託所属の担当者が立ち会い、秘密の保持に努めるものとする。

(昭47福警総内訓3・平12本部内訓2・本項一部改正、平22本部内訓3・旧13項を一部改正し繰上)

第13 係員の遵守事項

浄書印刷事務に従事する係員は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 正規の手続によらない浄書印刷は行わないこと。
- (2) 委託を受けた原稿等は、浄書印刷事務に使用するほかは、かぎの掛かるキャビネット等に保管し、散逸又は紛失しないようにすること。
- (3) 浄書印刷関係文書を許可なく外部に持ち出し、又はその内容を委託者以外の者に漏らすことのないようにすること。
- (4) 印刷室には、みだりに関係者以外の者を立ち入らせないこと。
- (5) 常に機械の点検、手入れ及び整備調整に配意し、その機能を最高度に維持するように努めること。

(平22本部内訓3・旧14項を一部改正し繰上)